

釧路市週休2日工事実施要領

1 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 適用

令和6年（2024年）3月に発注を行うゼロ市債工事から適用する。

3 対象工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

ただし、緊急工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものであり、期間が4週以上の工事を対象とする。

4 週休2日とは

本要領における「週休2日」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29,30,31,1/1,2,3）及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（建設工事請負契約約款第20条等）、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

《現場閉所率の算定方法》

$$K (\%) = A / (B - C)$$

※ K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし夏期休暇3日間及び年末年始6日間の期間分を除く）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、夏期休暇3日間及び年末年始6日間と重複する日数

5 現場閉所とは

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場作業を行っていない日をいう。

6 発注方式

原則、施工者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。

ただし、一部の大規模建築工事において、発注形態により発注者指定型とすることを必要とする場合は、契約管理課と協議することとする。

7 補正方法

現場閉所の達成状況に応じて、経費の補正を設計変更で計上する。

8 週休2日工事の実施における留意事項

- 1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。
- 2) 当面の期間、週休2日の確保の取組状況に関わらず、工事成績評定において加点や減点等の措置は行わない。
- 3) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。
- 4) 受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。
なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 5) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行うものとする。
※関係書類として、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。
- 6) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。
- 7) 週休2日の施工を希望した工事は、現場の閉所状況に応じ、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。

《工事別の補正対象経費》

土木工事・水道工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費

港湾・漁港工事：労務費、機械経費（賃料）*、共通仮設費*、現場管理費*

*4週8休以上達成のみ適用

宮繕工事：労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）

- 8) 港湾・漁港工事における週休2日工事においては、海上作業*1と陸上作業を分離し、それぞれに、工程管理、品質管理、技術上の指揮監督を担当する技術者*2を配置して施工を進める場合は、海上作業と陸上作業で異なる日を現場閉所日に設定できることとする。

履行確認方法：海上作業、陸上作業それぞれの週休2日対象確認期間に対する現場閉所日数を合算し現場閉所率を算出する。

*1 海上作業とは、作業船使用もしくは水中作業等海象条件の影響を受ける作業をいう。

*2 それぞれを担当する技術者に必要な資格等は特に規定しないが、担当技術者が主任（監理）技術者と異なる場合においても、主任（監理）技術者は、担当技術者と緊密に連携し工事全体に対して主任（監理）技術者としての職務を果たすこととする。

- 9) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

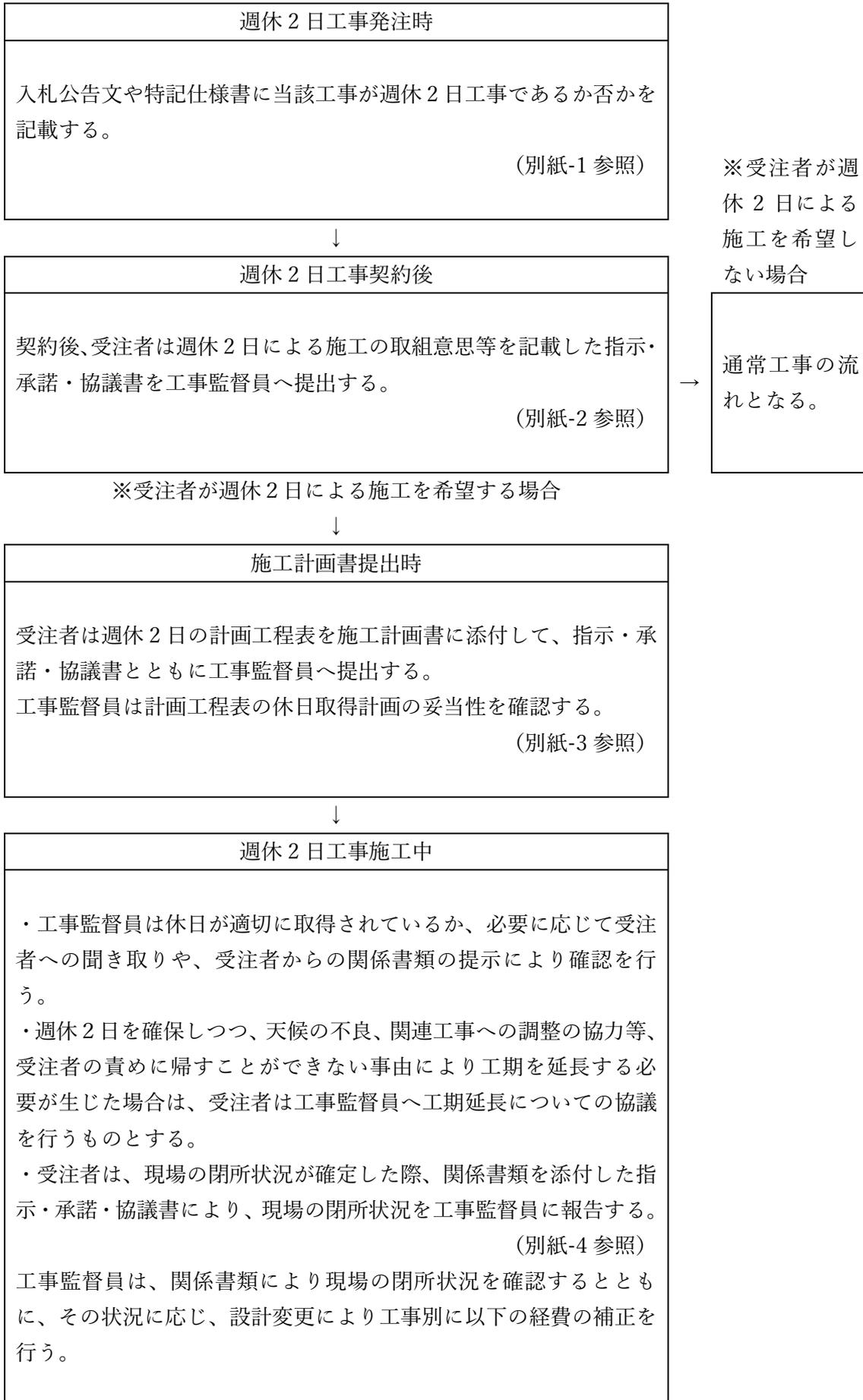
9 その他

- 1) 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

※アンケート調査の依頼については、別途通知する。

- 2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

10 週休2日工事実施フロー



土木工事・水道工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場
管理費

港湾・漁港工事：労務費、機械経費（賃料）＊、共通仮設費＊、
現場管理費＊

（＊4週8休以上達成のみ適用）

営繕工事：労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材
工単価）の労務費）

（別紙-5 参照）



週休2日工事完了後

・工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった
場合はこれに協力する。

※アンケート調査の依頼については、別途通知する。

1 入札公告・入札説明書の記載例

入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を追記する。
 (番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

OR

(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事でない。

入札説明書

「2 入札に付する事項」に以下を記載する。

(番号) 週休2日工事

本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

OR

(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事でない。

指名競争入札による場合は、別記を指名通知に添付するものとする。

別記

週休2日工事に係る指名競争入札について

この工事は、「週休2日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認の上、競争入札に参加して下さい。

1. 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
2. 実施方法等は特記仕様書によるものとする。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日工事の実施について

1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
2. 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を

除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5. 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。
8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 9.

【土木工事の場合】

週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。また、市場単価(下水道工事(管路)を含む)についても、現場閉所に応じた補正係数を乘じる。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合

2) 補正方法

現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、補正の対象としない。

【水道工事の場合】

週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乘じる。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25.0% (7 日/28 日) 以上 28.5%未満の場合

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4% (6 日/28 日) 以上 25.0%未満の場合

2) 補正方法

現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4 週 6 休に満たないもの及び、工事着手前に週休 2 日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む)については、補正の対象としない。

【港湾・漁港工事の場合】

週休 2 日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認した結果、労務費は、現場の閉所状況に応じた補正係数を乗じる設計変更を行う。また、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価は、4 週 8 休以上達成のみ補正係数を乗じる設計変更を行う。

なお、同一工事において海上作業と陸上作業が混在する工事の場合は、それぞれの週休 2 日確認対象期間に対する現場閉所日数を合算し算出する。

1) 現場の閉所状況

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25.0% (7 日/28 日) 以上 28.5%未満の場合

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4% (6 日/28 日) 以上 25.0%未満の場合

2) 補正方法

現場閉所の達成状況を確認した結果、履行状況に応じて労務費を補正し、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価については、4 週 8 休以上達成のみ補正し、請負代金額を変更する。なお、4 週 6 休に満たないもの及び、工事着手前に週休 2 日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む)については、補正の対象としない。

【営繕工事の場合】

週休 2 日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費(複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じる設計変更を行う。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25.0% (7 日/28 日) 以上 28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

2) 補正方法

現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正の対象としない。

10. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

記載例

契約後打合せ時

様式 土7

20**年(令和 年) 月 日

指示・承諾・協議書

No.

工事名	●●工事										
宛先	工事監督員 ○○ ○○					発行者	現場代理人 ○○ ○○				
現場代理人	週休2日工事について協議します。 例1) 当工事において、週休2日による施工は実施しません。 例2) 当工事において、週休2日による施工を希望します。										
工事監督員	例1) 了解しました。 労働基準法第32条(労働時間の原則)及び第35条(休日)を遵守の上、工事を進めてください。 例2) 了解しました。 週休2日による施工を実施してください。 また、週休2日を考慮した計画工程表を提出願います。 なお、現場閉所の達成状況に応じて、経費の補正を考慮した設計変更を行います。										
受注者											
監督員											

休日等取得実績調査

工事実施時・例

工事名 ●●工事 契約工期 2021年4月12日 ~ 2021年11月10日 対象期間 工事の始期 2021年5月19日 ~ 工事の完了日 2021年10月5日

2021年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
4月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
5月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
6月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
7月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
9月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
10月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
11月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
12月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2022年	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
3月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
 - 4週6休以上: 6日/28日=21.428...%以上
 - 4週7休以上: 7日/28日=25.000%以上
 - 4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上 のことなので、注意。

計画時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間 = 41日/140日 = 29.286% → 4週8休以上 ... OK

実施時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間 = 38日/130日 = 29.231% → 4週8休以上

[週休別現場閉所率]

4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上

ここが設計変更の対象となる履行状況。

週休2日工事の経費の補正について

〔土木工事〕

週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、特記仕様書に週休2日工事である旨の記載がある工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休2日を実施する工事については、釧路市週休2日工事実施要領に示す、「現場閉所率の算定方法」により、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり。

<現場の閉所状況>

- ① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

- ② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合

- ③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

<補正係数>

	現場の閉所状況		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

<市場単価 補正係数>

下記市場単価補正係数一覧による。

2 補正方法

施工者希望型

- ① 工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。
- ② ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事は、上記補正を行わない。

<市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を適切に計上し積算すること。なお、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

<下水道（管路）市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を適切に計上し積算すること。なお、市場単価の週休 2 日補正済み単価の端数処理は、小数点第 3 位切り捨て 2 位止めとする。

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

〔水道工事〕

週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、特記仕様書に週休2日工事である旨の記載がある工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休2日を実施する工事については、釧路市週休2日工事実施要領に示す、「現場閉所率の算定方法」により、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり。

<現場の閉所状況>

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

<補正係数>

	現場の閉所状況		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

2 補正方法

施工者希望型

- ① 工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。
- ② ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事は、上記補正を行わない。

<市場単価補正係数一覧>

※市場単価方式による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表に示す補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

〔港湾・漁港工事〕

週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、特記仕様書に週休2日工事である旨の記載がある工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

1 週休2日を実施する工事については、釧路市週休2日工事実施要領に示す、「現場閉所率の算定方法」により、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

また、同一工事において海上作業と陸上作業が混在する工事の場合は、それぞれの週休2日確認対象期間に対する現場閉所日数を合算し算出する。

現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり。

<現場の閉所状況>

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

<補正係数>

	現場の閉所状況		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費*1	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	—	—	1.04
共通仮設費率	—	—	1.02
現場管理費率	—	—	1.03

*1 港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員）を含む

2 補正方法

施工者希望型

① 工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整った工事は、現場閉所の達成状況を確認した結果、履行状況に応じて労務費を補正し、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価については、4週8休以上達成のみ、設計変更にて上記補正を行う。

②ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事は、上記補正を行わない。

<市場単価補正係数一覧> *4週8休以上達成のみ適用

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を適切に計上し積算すること。なお、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

	市場単価工種	市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3	支保工*	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工*	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工*	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）*	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）*	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工*	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付*1	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04

28	汚濁防止柵設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

*潮待ちを含む

〔営繕工事〕

週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。

対象工事は、特記仕様書に週休2日工事である旨の記載がある工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

1 週休2日を実施する工事については、釧路市週休2日工事実施要領に示す、「現場閉所率の算定方法」により、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乘じるものとする。

現場の閉所状況と、閉所状況ごとの補正率は以下のとおり。

<現場の閉所状況>

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

<補正係数>

① 複合単価

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乘じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場の閉所状況	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
補正係数	1.01	1.03	1.05

② 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、<市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧>の補正率及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、
<市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧>の補正率及び以下
の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

2 補正方法

施工者希望型

- ①工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。
- ②ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事は、上記補正を行わない。

<市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧>

※市場単価方式による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表に示す補正係数を乗じるものとする。

【建築工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既設コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価賃料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価賃料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価賃料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価賃料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価賃料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価賃料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価賃料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01

植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
----------	--	------	------	------	------	------	------

*「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

【電気設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管 工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線 工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地 工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

【機械設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備（ユニッ トを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21